



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

ねんきん定期便

年金定期便の発送が先月から始まりましたね。サラリーマンは、お給料から社会保険料として、健康保険料と厚生年金を控除されている方が多いと思いますが、この納めた年金が、正しく管理され、将来、年金を受け取ることが出来る年齢に達したときにいくらもらえるのか？って気になりますよね。

社会保険庁は、年金制度について理解を深めてもらうことを目的に、年金個人情報提供サービスを進めています。

ねんきん定期便とは、国民年金・厚生年金保険の被保険者全員(約7000万人)に対して、毎年、被保険者の誕生月に年金に関する個人情報を通知するサービスです。(1日生まれの方は、前月に届きます)

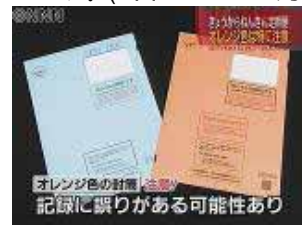
通知される内容は、以下のとおりです。

全年齢共通事項として、

1. 国民年金・厚生年金の加入期間
2. これまでの加入実績に応じた年金見込額
3. 保険料納付額(被保険者負担分)

年齢に応じた内容として

1. 35歳、45歳、58歳の方には、国民年金・厚生年金保険の加入履歴(厚生年金について勤務先ごとに整理した加入記録です。)
2. 50歳以上の方には、将来の年金の見込額
3. 50歳未満の方には、月収と加入期間を基に試算できる年金早見表



ねんきん定期便が送られてくる時期以外にも、年金の加入記録や納付記録などについて知りたいという方のために、社会保険庁のウェブサイト「年金加入記録照会・年金見込額試算・年金個人情報提供日サービス」では以下の4種類のサービスを提供しているそうです。

- ・年金加入記録を自分で設定できる年金額簡易試算(シミュレーション)・・・だれでも利用可能
- ・年金見込額試算・・・年金手帳等を用意し、試算結果は、郵送でお知らせ
- ・年金加入記録照会・年金見込額試算・・・電子証明書の取得が必要となり、試算結果は、電子文書でお知らせ
- ・年金個人情報提供サービス・・・ユーザID、パスワードを取得し、いつでも閲覧可能

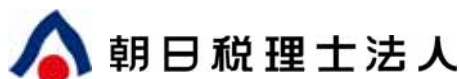
昨年、ねんきん特別便というものが届いた方が多いと思いますが、この特別便との違いは、厚生年金のすべての期間の月ごとの標準報酬月額・賞与額・保険料納付額と国民年金のすべての期間の月ごとの保険料納付状況(納付・未納・免除)が記載されていることです。したがって、加入期間だけでなく、過去からの標準報酬月額が正しく管理されているかを把握することができます。

60歳以降も、在職している場合は、その給与(役員報酬)の額に応じて、年金額の一部が停止される場合がありますので、年金見込額の試算と同時に、働くスタイルについては、十分検討する必要があると思います。(青島 彩子)

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

税金Q&A



Question (中小企業者等における教育訓練費の税額控除)

当社は資本金1,000万円の輸入食品販売業を営む3月決算の中小企業です。当期に教育訓練費を30万円支出していますが、前期・前々期は35万円支出しています。教育訓練費の額が増加していないため、税制面での優遇措置は受けられないでしょうか？
なお、当期の労務費は5,000万円、優遇措置適用前の法人税額は20万円です。

Answer

従来の制度は、平成20年度税制改正で見直され、現在の制度においては、中小企業に限り、その事業年度の教育訓練費割合が0.15%以上の場合に優遇措置を受けることができます。貴社の場合、36,000円の税額控除を受けることができます。

解説



【概要】

従来の制度では、前二期における教育訓練費の平均額に対して当期の教育訓練費が増加している場合に限り、優遇措置を受けることができましたが、平成20年度税制改正により、対象となる法人を中小企業者等に限定したうえで、平成20年4月1日から平成21年3月31日()までの間に開始する各事業年度において、損金算入される労務費の額のうち教育訓練費の額の占める割合が0.15%以上であれば、優遇措置を受けることができるように改正されました。

平成21年度税制改正により、平成23年3月31日まで2年間延長されています。

労務費100万円当たりの教育訓練費は1,500円で、利用しやすい制度に改正されています。ここで、労務費とは、給料・賃金・賞与等、法定福利費及び教育訓練費で使用人に係るものをいいます。また、教育訓練費には、使用人に支給する研修に係る交通費・旅費は含まれませんので注意が必要です。(朝日だより第41号(2007年12月1日)参照)

【税額控除限度額】

教育訓練費割合()とします)が0.15%以上の場合に適用できます。(法人税額×20%を限度)
0.25%の場合；教育訓練費の額×12%
<0.25%の場合；教育訓練費の額×[8%+()-0.15%]×40]

貴社の場合、

= 30万円 / 5,000万円 = 0.6%であるため、控除限度額は30万円×12% = 36,000円となり、
法人税額20万円×20% = 40,000円以下のため、36,000円全額を税額控除できます。

【適用要件】

確定申告書に控除額の計算明細を記載した別表六(十四)の添付、及び次の事項を記載した書類の添付が必要となります。記載事項は、教育訓練等の、実施年月日、内容、参加した使用人の氏名、支出した金額及び相手先等、その他参考となるべき事項です。

根拠条文等

租税特別措置法 第42条の7第5項、第6項 (教育訓練費の税額控除)
租税特別措置法施行令 第27条の7第8項、第9項 (教育訓練費の範囲)
租税特別措置法施行規則 第20条の3第9項 (教育訓練費の添付書類)

お問合せ先:朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp 富田まで